

新	旧
<p>別紙 重層的支援体制整備事業実施要綱 (目的)</p> <p>1 本事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項に基づき、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。</p> <p>なお、本事業の実施にあたっては、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）、社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和2年厚生労働省告示第396号）、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）及び「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」（令和3年3月31日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の内容も踏まえること。</p> <p>(実施主体)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業の種類)</p> <p>3 実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。） 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77</p>	<p>別紙 重層的支援体制整備事業実施要綱 (目的)</p> <p>1 本事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 4 第 2 項に基づき、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。</p> <p>なお、本事業の実施にあたっては、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和 2 年厚生労働省告示第 396 号）、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）及び「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」（令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の内容も踏まえること。</p> <p>(実施主体)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業の種類)</p> <p>3 実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。） 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。</p> <p>ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第</p>

条第1項第3号に掲げる事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。））

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。））

エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号社会・援護局長通知）に定める生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。））

オ （略）

（2） 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）  
「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア～ウ （略）

エ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。））

オ （略）

（3） （略）

（事業の実施）

4 （略）

（国の補助）

5 （略）

（事業の遂行状況の報告）

77条第1項第3号に掲げる事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。））

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。））

エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号）に定める生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。））

オ （略）

（2） 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）  
「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア～ウ （略）

エ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。））

オ （略）

（3） （略）

（事業の実施）

4 （略）

（国の補助）

5 （略）

（事業の遂行状況の報告）

6 (略)	6 (略)
<p>別添 1</p> <p>重層的支援体制整備事業の実施における留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重層事業実施に向けて必要なプロセス 重層事業の実施に向けて、少なくとも以下のプロセスは必要であるので、ご留意いただきたい。</p> <p>(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解 人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要である。 このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながり等も勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を整備することの必要性について、府内外で理解を得ておくことが必要である。</p> <p>(2) 「重層的」な取組を行うことの合意 重層事業は、個別の対象者への支援や、地域活動への支援が担当部署に集中してしまうことは想定しておらず、「チーム」として支援していく仕組みであることは、1で述べたとおりである。 このような体制を整備するためには、まずは府内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>別添 1</p> <p>重層的支援体制整備事業の実施における留意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重層事業実施に向けて必要なプロセス 重層事業の実施に向けて、少なくとも以下のプロセスは必要であるので、ご留意いただきたい。</p> <p>(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解 人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要である。 このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、府内外で理解を得ておくことが必要である。</p> <p>(2) 「重層的」な取組を行うことの合意 重層事業は、個別の対象者への支援や、地域活動への支援が担当部署に集中してしまうことは想定しておらず、「チーム」として支援していく仕組みであることは、1で述べたとおりである。 このような体制を構築するためには、まずは府内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>
別添 2 (略)	別添 2 (略)
別添 3	別添 3

<p>包括的相談支援事業実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 事業内容</b></p> <p>本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）を実施する事業者（以下「包括的相談支援事業者」という。）は、相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることができるとともに、市町村の創意工夫のもとで分野横断的に包括的な支援体制を整備することができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 包括的相談支援事業者は、次の取組を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携</p> <p>支援関係機関からの紹介により多機関協働事業につながった事例のうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要する等の理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定される。この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携をはかり、支援に関わることが求められる。</p> <p>なお、多機関協働事業者からの依頼に応じて、原則本人同意を取得した上で、本人やその世帯に関わる情報を収集し、共有すること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(3) 包括的相談支援事業の実施体制</p> <p>重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すものであり、個々の相談支援拠点の具体的な設</p>	<p>包括的相談支援事業実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>3 事業内容</b></p> <p>本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）を実施する事業者（以下「包括的相談支援事業者」という。）は、相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることができるとともに、市町村の創意工夫のもとで分野横断的に包括的な支援体制を整備することができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 包括的相談支援事業者は、次の取組を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携</p> <p>支援関係機関からの紹介により多機関協働事業につながった事例のうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定される。この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携をはかり、支援に関わることが求められる。</p> <p>なお、多機関協働事業者からの依頼に応じて、原則本人同意を取得した上で、本人やその世帯に関わる情報を収集し、共有すること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(3) 包括的相談支援事業の実施体制</p> <p>重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すものであり、個々の相談支援拠点の具体的な設</p>
---	--

置形態については、各分野の相談支援拠点のまま他の分野の支援関係機関と連携して対応する形態や、いわゆるワンストップの総合相談窓口を設けるもの等様々な形態が想定される。

主に想定される設置形態の類型は以下のとおりであるが、市町村においてどのような実施体制とするかについては、既存の相談支援拠点の専門性やこれまで積み重ねてきた実践等、地域資源の強みを活かすとともに、地域の支援力の底上げを図る体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討すること。

#### ア 基本型事業・拠点

3の（1）のアからエまでの事業のうち、単一の事業の委託を受けて支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎ等、市町村の体制・チームの一員として、地域住民の様々なニーズに対応する。

#### イ・ウ （略）

置形態については、各分野の相談支援拠点のまま他の分野の支援関係機関と連携して対応する形態や、いわゆるワンストップの総合相談窓口を設けるものなど様々な形態が想定される。

主に想定される設置形態の類型は以下のとおりであるが、市町村においてどのような実施体制とするかについては、既存の相談支援拠点の専門性やこれまで積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かすとともに、地域の支援力の底上げを図る体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討すること。

#### ア 基本型事業・拠点

3の（1）のアからエまでの事業のうち、単一の事業の委託を受けて支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなど、市町村の体制・チームの一員として、地域住民の様々なニーズに対応する。

#### イ・ウ （略）

#### 別添4

##### 地域づくり事業実施要領

###### 1・2 （略）

###### 3 事業内容

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する事業者（以下「地域づくり事業者」という。）は、属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるようとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。

###### （1） （略）

###### （2） 地域づくり事業者は、次の取組を行う。

###### ア 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

###### （ア）・（イ） （略）

#### 別添4

##### 地域づくり事業実施要領

###### 1・2 （略）

###### 3 事業内容

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する事業者（以下「地域づくり事業者」という。）は、属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるようとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。

###### （1） （略）

###### （2） 地域づくり事業者は、次の取組を行う。

###### ア 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

###### （ア）・（イ） （略）

## (ウ) 新たな場の確保

多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所や交流の場を新設することや、民間のカフェやフリースペース等の経営主体と連携協定を締結すること、又は、他省庁の施策において実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等）と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらして地域づくり事業を推進していくことが重要である。

### イ 個別の活動や人のコーディネート

#### (ア) 基本的な考え方

地域づくり事業に従事する広くコーディネーターとしての役割を果たす者に求められる役割として、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが必要である。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生等他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民が主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開において地域住民による既存の取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

#### (イ) 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による気運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていくこと。その際、ここでいう「場」には物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっか

## (ウ) 新たな場の確保

多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の居場所や交流の場を新設することや、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結すること、又は、他省庁の施策において実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等）と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらして地域づくり事業を推進していくことが重要である。

### イ 個別の活動や人のコーディネート

#### (ア) 基本的な考え方

地域づくり事業に従事する広くコーディネーターとしての役割を果たす者に求められる役割として、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが必要である。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民が主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開において地域住民による既存の取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

#### (イ) 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による気運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていくこと。その際、ここでいう「場」には物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっか

けづくり等様々な形態が含まれ得ることを踏まえ、柔軟な発想で取り組むことが必要である。

また、既存の地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値の見える化を図る機会（発表会や表彰式等）を持つことにより相互理解を深め、当該活動や取組の有用感や継続性を高めていくことができるよう努めること。

地域づくり事業における各拠点での活動内容や対象としている利用者層を支援関係機関等の間で共有し、取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を市町村全体で整備していくこと。特に、既存のコーディネート人材を活用する際には、業務負担を勘案しつつも、従前の活動での対象者を超えた取組が進むよう意識することが必要である。

さらに、他分野における既存の地域の活動や取組においてコーディネーター的な役割を担う人材（例：集落支援員、地域おこし協力隊等）同士がつながり、活動目的や機会を共有することにより、双方の取組を拡張・発展させるという視点も重要である。

ウ（略）

### （3）地域づくり事業の実施にあたっての留意点

#### ア 地域づくり事業の実施体制

地域づくり事業は、3の（1）のアからオまでの各事業における個別の拠点において、多世代・多属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として多世代・多属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものである。

従って、個別の拠点単位では、従前通り特定の属性や世代を意識した取組を維持するものと、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するもの等が混在し得ることになる。

ただし、いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応すること。

#### イ フィールドワークによる地域の人と社会資源の確認

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が

けづくりなど様々な形態が含まれ得ることを踏まえ、柔軟な発想で取り組むことが必要である。

また、既存の地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値の見える化を図る機会（発表会や表彰式等）を持つことにより相互理解を深め、当該活動や取組の有用感や継続性を高めていくことができるよう努めること。

地域づくり事業における各拠点での活動内容や対象としている利用者層を支援関係機関等の間で共有し、取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を市町村全体で整備していくこと。特に、既存のコーディネート人材を活用する際には、業務負担を勘案しつつも、従前の活動での対象者を超えた取組が進むよう意識することが必要である。

さらに、他分野における既存の地域の活動や取組においてコーディネーター的な役割を担う人材（例：集落支援員、地域おこし協力隊等）同士がつながり、活動目的や機会を共有することにより、双方の取組を拡張・発展させるという視点も重要である。

ウ（略）

### （3）地域づくり事業の実施にあたっての留意点

#### ア 地域づくり事業の実施体制

地域づくり事業は、3の（1）のアからオまでの各事業における個別の拠点において、多世代・多属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として多世代・多属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものである。

従って、個別の拠点単位では、従前通り特定の属性や世代を意識した取組を維持するものと、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在し得ることになる。

ただし、いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応すること。

#### イ フィールドワークによる地域の人と社会資源の確認

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が

不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認すること。

また、日常の生活の中で、地域住民による支え合いにつながるような活動が既に行われている場合は、活動内容とその価値を共有し学ぶ機会（例：住民を含む協議の場等）を設け、活動の重要性を理解する価値観を醸成するよう努めるとともに、同時に、制度・事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動のかたちや問題意識を尊重することの重要性を十分認識すること。

不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体などとフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認すること。

また、日常の生活の中で、地域住民による支え合いにつながるような活動が既に行われている場合は、活動内容とその価値を共有し学ぶ機会（例：住民を含む協議の場等）を設け、活動の重要性を理解する価値観を醸成するよう努めるとともに、同時に、制度・事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動のかたちや問題意識を尊重することの重要性を十分認識すること。

## 別添5

### 多機関協働事業等実施要領

#### 1 多機関協働事業

##### (1) 目的

本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例であって、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めることで、市町村における包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

##### (2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部((3)において市町村が行うこととされている事務を除く。)を、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると実施主体が認めるものに委託することができるものとする。

##### (3) 事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

## 別添5

### 多機関協働事業等実施要領

#### 1 多機関協働事業

##### (1) 目的

本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。

##### (2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができる当該市町村が認めるものに、市町村が直接行うこととされている事務を除き、委託することができるものとする。

##### (3) 事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例であって、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、当該事例に関係する支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体に係る種々の調整を行う、いわば支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら、支援対象者本人に直接会って独自のアセスメントを行う等といった直接的な支援も行うこととする。

なお、多機関協働事業の従事者については保健医療福祉等の専門職等、適切に業務を行うことができる人材をすることが望ましい。

#### イ 相談受付

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、支援関係機関等からの相談を受け付けた上で必要な支援を行う。

また、多機関協働事業者が、既存制度等で対応できる支援ニーズや、支援関係機関の通常の連携体制で対応可能と想定される支援ニーズに係る事例等、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例に係る相談を受けた場合には、相談を行った支援関係機関等（以下「相談元」という。）と協議した上で、相談元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においては、多機関協働事業者は、相談元に対し、支援ニーズの変化等に応じ、必要な場合は再度相談するよう伝えることとする。

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましいと判断された事例については、多機関協働事業者が、原則、支援対象者本人に相談受付・申込票（参考様式）を記入させ、利用申込（本人同意）を行わせるものとする。基本的には、相談元が利用申込の補助を行うものとするが、支援対象者本人が多機関協働事業による支援を受けることに不安がある等、円滑な利用

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

なお、多機関協働事業の従事者については保健医療福祉等の専門職など、適切に業務を行うことができる人材を配置することが望ましい。

#### イ 相談受付

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。

また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながれた場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、多機関協働事業者は原則、本人に相談受付・申込票（参考様式）を記入してもらい、利用申込（本人同意）を受けるものとする。基本的には、紹介元の支援関係機関等が多機関協働事業への利用申込の補助を行うものとするが、本人が多機関協働事業の利用に不安があるな

申込につながらないことが想定される場合には、多機関協働事業者が直接支援対象者本人に支援内容の説明をする等、丁寧な対応を行うこと。

#### ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、相談元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

収集した情報は、多機関協働事業者が、別途指定するインターク・アセスメントシート（参考様式）にまとめるほか、エに基づくプラン作成のため、重層的支援会議（キを参照）に提示すること。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業により対応した方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インターク・アセスメントの段階からアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者や参加支援事業者と必要な連携体制を確保しておくものとする。

#### エ プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、同ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

当該プランの作成に当たっては、重層的支援会議（キを参照）において、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を始めとする支援関係機関と、役割分担や支援の目標・方向性について十分議論を行う。

また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業を利用する場合も、多機関協働事業者がプランにこれらの事業による支援を行うことを明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とする。ただし、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業による早期支援が必要な場合は、プラン作成前からこれらの事業による支援を行うことを妨げるものではない。

ど円滑な申込につながらない場合には、多機関協働事業者が直接本人に支援内容の説明をするなど丁寧な対応をすること。

#### ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

収集した情報は、多機関協働事業者が、別途指定するインターク・アセスメントシート（参考様式）にまとめるほか、エに基づくプラン作成のため、重層的支援会議（キを参照）に提示すること。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないだ方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インターク・アセスメントの段階からアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者や参加支援事業者と必要な連携体制を確保しておくものとする。

#### エ プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、複合化・複雑化した支援ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

当該プランの作成に当たっては、重層的支援会議（キを参照）において、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を始めとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性について十分議論を行う。

また、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合も、多機関協働事業者がプランにこれらの事業を利用することを明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とする。ただし、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業による早期支援が必要な場合は、プラン作成前からこれらの事業を利用することを妨げるものではない。

い。

#### オ 支援の実施

支援関係機関等の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となりプランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。また、プランに基づく支援の実施状況は、支援関係機関から隨時把握することとし、必要があれば収集した情報をもとに再度、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとする。

#### カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業の支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

なお、支援終結後に本人の状態やその取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合は、速やかに多機関協働事業による支援を再開する。このため、支援の終結後も支援関係機関と情報共有等ができる体制を確保しておくものとする。

#### キ 重層的支援会議

##### (ア) 会議の開催

重層的支援会議は多機関協働事業者が主催する。また、多機関協働事業を民間団体に委託して実施する場合、市町村は必要と考えられる支援関係機関の招集を円滑に行うために必要な協力をすること。

また、市町村は全ての重層的支援会議に参加するものとし、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業による支援を行う場合には、工で作成したプランに基づき市町村がその決定を行うものとする。

##### (イ) 会議の役割

重層的支援会議は、

#### オ 支援の実施

支援関係機関等の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となりプランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。また、プランに基づく支援の実施状況は、重層的支援会議等において支援関係機関から情報収集して隨時把握することとし、必要があれば収集した情報をもとに再度、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとする。

#### カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

なお、支援終結後に本人の状態やその取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合は、速やかに多機関協働事業による支援を再開する。このため、支援の終結後も支援関係機関と情報共有等ができる体制を確保しておくものとする。

#### キ 重層的支援会議

##### (ア) 会議の開催

重層的支援会議は多機関協働事業者が主催する。また、多機関協働事業を民間団体に委託して実施している場合、市町村は必要と考えられる支援関係機関の招集を円滑に行うために必要な協力をすること。

また、市町村は全ての重層的支援会議に参加するものとし、参加支援事業又はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき市町村がその決定を行うものとする。

##### (イ) 会議の役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑

- 既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、当該事例に関係する支援機関の役割分担や、支援の方向性の整理を行うことに加え、
- 人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携を進め、多機関協働事業を介さずとも、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やしたり、
- 既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応できるよう、これに対応する社会資源の開発等を検討したりすることを目的とするものであり、具体的には、次のAからCまでの3つの役割を果たすことが求められる。

なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議でこれら全ての役割を担う必要はないが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たす等柔軟に対応することもできる。

#### A プラン作成、プランの適切性の判断

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがある事例であって、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、市町村、各分野の相談支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者及び参加支援事業者を始めとする支援関係機関等の参加者により、支援の役割分担や支援の目標・方向性等十分な議論を行い、プランを作成する。

また、同プランにより、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業による支援を行うことが決定された事例について、同事業に係るプランが策定された場合は、上記の参加者によりプランの適切性を判断する。

#### B プランに基づく支援終了時等の評価

重層的支援会議で作成したプランに基づく支援終了時（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプランに基づく支援終了時を含む）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援を終了するかどうかを検討する。

に実施されるために開催するものであり、次のAからCまでの3つの役割を果たすことが求められる。

なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議でこれら全ての役割を担う必要はないが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできる。

#### A プランの適切性の協議

市町村や支援関係機関が参加して合議のもとで、多機関協働事業者が作成したプラン（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプランを含む）について、適切性を判断する。

#### B プラン終結時等の評価

多機関協働事業者のプラン終結時（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討する。

また、支援の経過と成果の評価とあわせて、プラン作成や支援の実施を通じ、支援関係機関間の連携を進め、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やすことができたか等、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための体制の整備の観点からの評価も行う。

### C 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例に対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。ただし、重層的支援会議の中でこれらを十分に検討する時間を確保することは困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、例えば、課題の整理と認識の共有にとどめ、地域の諸課題と社会資源の開発については別途協議の場を設ける等の対応をすることも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

#### (ウ) 会議の開催方法

重層的支援会議の開催方法は、会議の役割((イ)のAからCまで)、検討件数や事例の内容によって、定期開催や随時開催、又はそれらの併用が考えられる。

定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整等の必要がない等の利点がある。随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。いずれの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要がある事例等は随時の会議で検討する等、両者の方法を併用することも考えられる。

また、対面による会議開催が困難な場合（地理的要因等により支援関係機関が一堂に会することが困難、感染症予防の観点から密閉や密集を避ける必要がある場合等）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ICT等を活用してオンラインにより開催することも考えられるため、環境の整備を進めていただきたい。

### C 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。ただし、重層的支援会議の中でこれらを十分に検討する時間を確保することは困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、例えば、課題の整理と認識の共有にとどめ、地域の諸課題と社会資源の開発については別途協議の場を設ける等の対応をすることも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

#### (ウ) 会議の開催方法

重層的支援会議の開催方法は、会議の役割((イ)のAからCまで)、検討件数や事例の内容によって、定期開催や随時開催、又はそれらの併用が考えられる。

定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整などの必要がないなどの利点がある。随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。いずれの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要がある事例などは随時の会議で検討するなど、両者の方法を併用することも考えられる。

また、対面による会議開催が困難な場合（地理的要因などにより支援関係機関が一堂に会することが困難、感染症予防の観点から密閉や密集を避ける必要がある場合等）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ICT等を活用してオンラインにより開催することも考えられるため、環境の整備を進めていただきたい。

## (エ) 会議の参加者

会議の参加者については、市町村と多機関協働事業者は必須とする。

その上で、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成するため、支援ニーズに応じて、支援関係機関等、支援対象者本人やその世帯に係る地域の関係者の参加を求めること。

ただし、会議の参加者を増やしたことによる会議の機動性の低下、事務負担の増大等、円滑な会議運営に支障が生じないよう配慮した会議運営を行うこと。

また、本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益であると判断される場合は本人に参加してもらうことも考えられる。ただし、本人に参加を求める場合は、本人が多くの人前で話すことに不慣れな場合があること、精神状態が不安定な状態にあること等も考えられることから、本人の状態を十分に考慮することが必要である。

## (オ) 会議開催のタイミング

なお、生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会など様々な既存の会議体が存在している。特に、小規模の自治体において、既存の会議と参加者が大きく変わらない場合は、既存の会議体の内容を精査し、既存の会議と時間を切り分ける等した上で、重層的支援会議として活用することも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう配慮する必要がある。

## (エ) 会議の参加者

会議の参加者については、原則、多機関協働事業者と市町村は必須とする。重層的支援会議で検討する中で、包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も考えられることから、原則としてこれらの事業者も参加すること。また、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人やその世帯を取り巻く地域の関係者が参加することが望ましい場合は、必要に応じて関係者を招待することができるものとする。

ただし、会議の参加者を増やしたことによる会議の機動性の低下、事務負担の増大など、円滑な会議運営に支障が生じないよう配慮した会議運営を行うこと。

参加者の検討にあたっては、福祉分野以外の必要な関係者の参加を図ることにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待される。

いずれにしても、アセスメントが適切であるかを客観的に検討できる者が参画することが望ましい。

また、本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益であると判断される場合は本人に参加してもらうことも考えられる。ただし、本人に参加を求める場合は、本人が多くの人前で話すことに不慣れな場合があること、精神状態が不安定な状態にあること等も考えられることから、本人の状態を十分に考慮することが必要である。

なお、重層的支援会議の参加者は毎回同じである必要はなく、事例に応じて参加者を変えるなど柔軟な対応ができる。

## (オ) 会議開催のタイミング

重層的支援会議の開催は、次の5つのタイミングで開催することとし、タイミングごとに必要な対応を行うこと。

A プラン策定時

: アセスメント結果に基づく支援の方向性の整理、当該事例に関する支援機関の役割分担、多機関協働事業による支援終結後の支援体制の検討（支援担当者の設定）等を行う。

B プランの適切性の判断時

: 多機関協働事業により策定されたプランにより、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業による支援を行うことが決定された事例について、同事業に係るプランが策定された場合、当該プランの適切性を判断する。

C 再プラン策定時

: 支援関係機関から把握した、プランに基づく支援の実施状況を踏まえ、必要があれば再度、支援の方向性の整理・変更や、支援関係機関の役割分担の変更をするとともに、再プランについても適切に検討及び実施する。

D プランに基づく支援終了の判断時

: プランに基づく支援が適切に実施されたか、支援ニーズは満たされたか等、プランに基づく支援の経過と成果の評価を行い、支援を終了するかどうかを判断する。その際、今後のフォローアップの必要性の判断や必要な場合の方法の確認等を行う。

加えて、支援の経過と成果の評価とあわせて、プラン作成や支援の実施を通じ、支援関係機関間の連携を進め、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やすことができたか等、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための体制の整備の観点からの評価も行う。

重層的支援会議の開催は、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業における次の4つのタイミングで必ず開催すること。

なお、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適宜開催することが求められる。そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、例えば、ケース会議や事例検討といった形態で開催することも考えられる。

A プラン策定時

: アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容・各支援関係機関の役割分担、モニタリングの時期等の検討を行う。

（新設）

B 再プラン策定時

: 本人の状況変化の確認、現プラン評価、再プラン内容の確認（プラン策定時の同内容）等を行う。

C 支援終結の判断時

: 本人の目標達成状況・本人に関わる支援者の状況の確認、支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認等を行う。

### E プランに基づく支援中断の判断時

: 支援対象者本人との連絡が完全に取れなくなった場合等にあっては、プランに基づく支援中断の判断を行う。(プランに基づく支援の中断は支援対象者本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものであるが、その判断に当たっては支援対象者本人やその世帯に係る地域の関係者からの情報収集や支援対象者本人の自宅訪問等を行う等、できる限り支援対象者本人と接触をとるよう働きかけることが重要である。)

## 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) (略)

(2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると実施主体が認めるものに、委託することができるものとする。

(3) 事業内容

ア 基本的考え方

本事業は、長期にわたりひきこもりの状態にある等、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業である。したがって、本事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定される。

このような対象者像を踏まえ、本事業の主たる内容は、本人と関わるために信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援である。

なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者については保健医療福祉等の専門職等、適切に業務を行うことができる人材を配置することが望ましい。

イ (略)

### D 支援中断の決定時

: 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等の支援中断の決定(支援の中止は本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものであるが、その判断に当たっては本人やその世帯を取り巻く関係者からの情報収集や本人の自宅訪問等を行うなど、できる限り本人と接触をとるよう働きかけることが重要である。)

## 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) (略)

(2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると当該市町村が認めるものに、委託することができるものとする。

(3) 事業内容

ア 基本的考え方

本事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業である。したがって、本事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定される。

このような対象者像を踏まえ、本事業の主たる内容は、本人と関わるために信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援である。

なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者については保健医療福祉等の専門職など、適切に業務を行うことができる人材を配置することが望ましい。

イ (略)

### 3 参加支援事業

#### (1) 目的

本事業は、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある事例について、支援対象者本人やその世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、支援対象者本人の社会参加に係るニーズに合った支援メニューを提示することを目的とする。さらに、マッチングした後に、支援対象者本人の社会参加に係るニーズが満たされているか等の観点からフォローアップを行う。

#### (2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると実施主体が認めるものに、委託することができるものとする。

#### (3) 事業内容

##### ア 基本的考え方

本事業は、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある事例に対応するため、支援対象者本人の社会参加に係る支援ニーズと地域の社会資源とのマッチングを行うことで、多様な社会参加の実現を目指す事業である。

#### イ 支援の実施

##### (ア) 支援の開始

本事業は、重層的支援会議で作成されたプランに基づき、市町村が、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性があり、参加支援事業による支援を行うことを決定した事例のみを取り扱うものである。

### 3 参加支援事業

#### (1) 目的

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくることを目的とする。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。

#### (2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると当該市町村が認めるものに、委託することができるものとする。

#### (3) 事業内容

##### ア 基本的考え方

本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す事業である。

また、本事業の支援対象者は、既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などが想定される。

#### イ 支援の実施

##### (ア) 相談受付

本事業は重層的支援会議で事業の利用が必要と判断され、(イ)のプランが決定された場合に利用開始となる。

ただし、参加支援事業による支援を早期に行う必要がある場合には、市町村による支援決定前から支援を開始しても差し支えない。

#### (イ) プラン作成

参加支援事業者は、支援対象者本人の社会参加に係る支援ニーズに係るアセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や支援メニュー（福祉サービス事業所、企業等の受入先）、目標設定、目標達成に向けて参加支援事業者等支援関係者が取り組むこと等を記載したプランを作成し、重層的支援会議に諮る。

支援メニュー（受入先）の提示にあたっては、

- 改めて支援対象者本人に対するアセスメントを行い、支援対象者本人の社会参加に係るニーズに沿って行うこと。その際、支援対象者本人が自らの社会参加に係るニーズを認識できていないことも多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行う等丁寧な関わりを行うこと。
- 参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充等を図り、多様な支援メニューを提示できるようにすること。

#### (ウ) 支援の実施

(イ) で作成したプランに基づき、支援を実施する。

支援の実施にあたっては、

- 支援対象者本人は、自らの力のみでは、自らの社会参加に係るニーズを満たすことが困難な者であることから、支援対象者本人のペースにあわせて、受入先との関係性を構築して

ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、重層的支援会議における市町村による支援決定前から本人への支援を開始すること。

#### (イ) プラン作成

参加支援事業者は本人の相談受付・アセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や支援の内容が決まった段階でプランを作成し、重層的支援会議に諮ることとする。

プランは人や地域とのつながりの希薄化といった本人やその世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために、個別支援を目的として作成する。

また、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状況に合った目標を設定し、目標に向けて参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載する。

#### (ウ) 支援の実施

本事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行う。この取組は、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことが重要である。

いくこと。

- ・ 支援対象者本人に対する支援のみならず、受入先への支援もあわせて行うこと。  
(受入先において支援対象者本人との関わり方に悩みが生じている等の場合は、その解消に努めること。また、受入先に対し、支援に必要な実費相当分を謝礼として支払うことも可能である。)
- ・ 支援対象者本人が、直ちに新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないため、定期的に支援対象者を訪問する等、一定期間フォローアップを行うこと。
- ・ 居住の確保に係る支援を行う場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保等、居住先そのものを確保することに係る支援に加え、居住先において、新たな環境に適応できているかを見守る等、当該居住先での生活が継続できるよう支援を行うこと。

#### (エ) プランに基づく支援終了

支援対象者本人の社会参加に係るニーズが満たされ、社会参加に係る支援の必要性がなくなったと判断した段階で、プランに基づいた支援を終了する。

#### (オ) 支援終了後のモニタリング

支援終了後、支援対象者が、受入先等との関係性を継続することに困難を抱える場合も想定されるため、プランに基づく支援終了後も、必要に応じてモニタリングを行うこと。

### ウ 支援に先駆けて行う資源開拓・マッチング

#### (ア) 地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくり

参加支援事業者による支援が必要と判断された事例が生じた場合、迅速に支援を開始できるよう、日頃から地域の産業や業界団体等の地域のプラットフォームに参画すること等を通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりづくりを行コ

また、本人に対する定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）への支援を行う。なお、本人への必要な支援を行うために協力する受け入れ企業等に対し、支援に必要な実費相当分を謝礼として支出できるものとする。

#### (エ) 終結

社会参加に向けて、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、プランに基づいた支援は終結となる。

ただし、本事業を利用する者の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識し、プランの終結をもって関係性を終了させるのではなく、定期的な連絡を試みる等のつながりの維持に向けた働きかけを行うこと。

(新設)

### ウ 具体的な支援内容と留意点

#### (ア) 資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。なお、相談者自身が自らのニーズを認識できていないことが多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場

ておくこと。

(削除)

(削除)

(イ) 地域における福祉サービスとの連携について

の提案を行うなど丁寧な関わりが必要である。

また、支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくること。

例えば、参加の場や働く場とのマッチングを行う場合には、受け入れ先の状況も把握した上でマッチングを行う。その際、本人の状況に応じて、受け入れ先に業務の切り出しなどを提案するなど、多様な支援メニューが作られるよう働きかけに努めること。

また、日頃から地域の産業や業界団体などの地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をし、関係づくりを行うこと。

(※) 想定される取組の一例

- ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態ない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
- ・経済的な困窮状態なく一時的な住まいの確保が困難な者を、一時生活支援事業が受け入れる
- ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ支援を行う

(イ) 定着支援・フォローアップ

直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行うこと。

また、居住の確保にかかる支援の場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保の支援、新たな環境に適応できているか等を見守るといった定着支援を行うこと。

このほか、受け入れ先の企業やシェルター等の住まいにおいて、本人との関わり方に悩んでいる場合もあることから、当該団体等の意向も確認しつつ、本人と受け入れ先の間の環境調整を行うこと。

二 地域における福祉サービスとの連携について

支援対象者本人の社会参加に係るニーズは、就労や住まいの確保等、様々なものが考えられるが、地域において多様な社会参加に係るニーズを満たすためには、新たな社会資源を開発することのみならず、地域の既存の福祉サービス事業所等に対し、既存の福祉サービス以外のメニューも提供できるよう働きかけを行い、その機能を拡充させていくことも重要である。

地域の既存の福祉サービスの活用を進めやすくするための整理や、福祉サービス事業所における「本来業務に支障のない範囲」の具体的な基準等については、改めて「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているため、参照されたい。

なお、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援を行った際には、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、社会福祉法人に対し、地域生活課題の解決に資する取組を積極的に行うよう働きかけるとともに、地域の社会福祉法人のネットワークとのつながりを作りしておくことも重要である。

#### 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制の整備

(1) (略)

(2) 実施内容

①に掲げる居住支援に係る基本的な取組を全て実施した上で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制整備として、②の取組を行うこととする。

- ①
  - ・ 自立相談支援機関への住まい相談支援員の配置
  - ・ 市町村庁内での居住支援に係る連携体制（重層的支援体制整備事業の主管課と居住支援関係課との連携等）の整備
  - ・ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第6項第2号に基づく地域居住支援事業の実施
  - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人との連携体制の整備

社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられるが、地域において多様な形態を確保するために、狭間の社会参加のニーズを有する者に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する者の受け皿として機能を拡充していくことが重要である。

地域の既存の福祉サービスの活用を進めやすくするための整理や「本来業務に支障のない範囲」の具体的な基準等については、改めて「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示し、発出しているため、参加支援事業の構築に当たっては十分参考されたい。

なお、社会参加に向けた支援を展開する際には、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、地域生活課題に対する社会福祉法人の積極的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人のネットワークとのつながりを作りておくことも重要である。

#### 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制の整備

(1) (略)

(2) 実施内容

①に掲げる居住支援に係る基本的な取組を全て実施した上で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制整備として、②の取組を行うこととする。

- ①
  - ・ 自立相談支援機関への住まいの課題に対応する支援員の配置
  - ・ 市町村庁内での居住支援に係る連携体制（重層的支援体制整備事業の主管課と居住支援関係課との連携等）の整備
  - ・ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第6項第2号に基づく地域居住支援事業の実施
  - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人との連携体制の整備

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会へのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者の参加</li> </ul> <p>② (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会へのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者の参加</li> </ul> <p>② (略)</p>
別記 1 (略)	別記 1 (略)
<p>別記 1 の 1</p> <p style="text-align: center;">地域包括支援センターの運営要領</p> <p>1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>(1) 地域包括支援センターの運営体制</p> <p>地域包括支援センターは、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）等を実施するため設置される機関であり、地域包括支援センターにおける人員配置基準等については、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 各号に定めるもののほか、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日 <u>付け</u> 老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）に定めるところによる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の事業ごとの内容</p> <p>(1) 第 1 号介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）</p> <p>介護保険法において、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）については、総合事業であり、かつ、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業と位置づけられている。</p> <p>したがって、地域包括支援センターの設置者は、1(1)にいう人員配置基準等を遵守した上で、「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日 <u>付け</u> 老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下単に「地域支援事業実施要綱」とい</p>	<p>別記 1 の 1</p> <p style="text-align: center;">地域包括支援センターの運営要領</p> <p>1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容</p> <p>(1) 地域包括支援センターの運営体制</p> <p>地域包括支援センターは、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）等を実施するため設置される機関であり、地域包括支援センターにおける人員配置基準等については、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 各号に定めるもののほか、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）に定めるところによる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の事業ごとの内容</p> <p>(1) 第 1 号介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）</p> <p>介護保険法において、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）については、総合事業であり、かつ、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業と位置づけられている。</p> <p>したがって、地域包括支援センターの設置者は、1(1)にいう人員配置基準等を遵守した上で、「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下単に「地域支援事業実施要綱」という。）の</p>

う。) の別記 1 の 2 (8) 介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、この事業を実施すること。

また、この事業に要した費用については、重層的支援体制整備事業としてではなく、総合事業の第 1 号介護予防支援事業に要した経費として計上すること。

## (2) 総合相談支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

### ア 目的

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

なお、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

### イ 事業内容

(ア)～(ウ) (略)

#### (エ) 家族を介護する者に対する相談支援の留意点

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進等があり、地域包括支援センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、ヤングケアラーや育児と介護を同時期に担う方等にも配慮しつつ、地域支援事業実施要綱の別記 4 の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う。

(オ) (略)

### ウ 総合相談支援事業の一部委託について

地域包括支援センターの設置者は、あらかじめ地域包括支援セン

別記 1 の 2 (8) 介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、この事業を実施すること。

また、この事業に要した費用については、重層的支援体制整備事業としてではなく、総合事業の第 1 号介護予防支援事業に要した経費として計上すること。

## (2) 総合相談支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

### ア 目的

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

なお、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うものとする。

### イ 事業内容

(ア)～(ウ) (略)

#### (エ) 家族を介護する者に対する相談支援の留意点

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進などがあり、地域包括支援センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、ヤングケアラーや育児と介護を同時期に担う方などにも配慮しつつ、地域支援事業実施要綱の別記 4 の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う。

(オ) (略)

### ウ 総合相談支援事業の一部委託について

地域包括支援センターの設置者は、あらかじめ地域包括支援セン

タ一運営協議会の意見を聞いた上で、市町村に届出を行うことにより、総合相談支援事業の一部を、指定居宅介護支援事業者のほか、総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センターの設置者、一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く。）に委託することができることとされている（介護保険法第115条の47第4項、介護保険法施行規則第140条の68の2）。

なお、詳細については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）を参照されたい。

### （3）権利擁護事業（介護保険法第115条の45第2項第2号）

ア （略）

#### イ 事業内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを行うものとする。

特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

（ア）～（ウ） （略）

#### （エ） 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

また、関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業の

タ一運営協議会の意見を聞いた上で、市町村に届出を行うことにより、総合相談支援事業の一部を、指定居宅介護支援事業者のほか、総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センターの設置者、一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く。）に委託することができることとされている（介護保険法第115条の47第4項、介護保険法施行規則第140条の68の2）。

なお、詳細については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）を参照されたい。

### （3）権利擁護事業（介護保険法第115条の45第2項第2号）

ア （略）

#### イ 事業内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを行うものとする。

特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

（ア）～（ウ） （略）

#### （エ） 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

また、関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の構築を進めるという重層的支援体制整備事業の

ねらいを踏まえ、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例（支援について相談者本人の同意が得られていない場合を含む）の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

（オ）（略）

ウ（略）

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（介護保険法第115条の45第2項第3号）

ア・イ（略）

ウ 留意事項

（ア）（略）

（イ）関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で地域における連携・協働の体制づくりを進める中で、市町村が開催する支援会議において、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例（支援について相談者本人の同意が得られていない場合を含む。）の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働の強化を図るものとする。

### 3 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項

地域包括支援センターの運営に当たっては、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合においては、介護保険法第115条の47第1項の規定を遵守すること。

（1）地域包括支援ネットワークの構築について

ねらいを踏まえ、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例（支援について相談者本人の同意が得られていない場合を含む）の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応するなど、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

（オ）（略）

ウ（略）

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（介護保険法第115条の45第2項第3号）

ア・イ（略）

ウ 留意事項

（ア）（略）

（イ）関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の構築を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で地域における連携・協働の体制づくりを進める中で、市町村が開催する支援会議において、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例（支援について相談者本人の同意が得られていない場合を含む。）の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応するなど、各種支援機関等との連携や協働の強化を図るものとする。

### 3 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項

地域包括支援センターの運営に当たっては、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合においては、介護保険法第115条の47第1項の規定を遵守すること。

（1）地域包括支援ネットワークの構築について

2の（1）から（4）までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通的基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターは、これらの関係者との連携に努めていくことが求められている（介護保険法第115条の46第7項）。

そのための手段の一つとして、別記2の2の生活支援体制整備事業において、地域の多様な関係者の参画による協議体を設置することとされており、地域包括支援センターにおいてもこの協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実にもつながることが考えられる。

また、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域包括支援ネットワークを構築できるものと考えられる。

## （2）地域ケア会議の実施について

市町村は、2の（4）の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に努めなければならないこととされている（介護保険法第115条の48第1項）。

個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、特定非営利活動法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が必要に応じて地域ケア会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努めること。

2の（1）から（4）までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通的基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターは、これらの関係者との連携に努めていくことが求められている（介護保険法第115条の46第7項）。

そのための手段の一つとして、別記2の2の生活支援体制整備事業において、地域の多様な関係者の参画による協議体を設置することとされており、地域包括支援センターにおいてもこの協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実にもつながることが考えられる。

また、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域包括支援ネットワークを構築できるものと考えられる。

## （2）地域ケア会議の実施について

市町村は、2の（4）の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に努めなければならないこととされている（介護保険法第115条の48第1項）。

個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、特定非営利活動法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が必要に応じて地域ケア会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努めること。

また、市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる（介護保険法第115条の48第2項）。

このように、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取組んでいくことが重要であり、市町村等が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）についても包括的支援事業の対象となる。また、個別ケースの検討に当たっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種が協働する場であることから、当該第三者等の参加に係る旅費及び謝金等についても対象経費として差し支えない。これらの取扱いも含め、地域ケア会議の組織及び運営に必要な事項については、地域ケア会議において定める（介護保険法第115条の48第6項）。

さらに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月に公布され、同法において、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）は地域ケア会議と相互連携に努めることとされているところである。こうしたことも踏まえ、高齢者の安定した住まいの確保に取り組むため、例えば、当該市町村等において高齢者の住まいに関する課題等がある場合には、地域ケア推進会議に支援協議会の構成員が参加する等適切に課題等情報共有し、相互に連携できる体制を構築しておくことが重要である。

また、重層的支援体制整備事業により新たに実施される多機関協働事業においては、複雑化・複合化した課題を抱えているケースについて、課題の全体像を俯瞰した上で、個々の支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理する等の場として重層的支援会議を開催することとしている。重層的支援会議の開催に当たっては、既存の会議体である地域ケア会議を活用することも可能であるが、地域ケア会議の内容を精査し重層的支援会議としての時間を切り分ける等、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切に運用すること。

なお、地域ケア会議の実施に係る費用については、重層的支援体制整備事業ではなく、地域支援事業実施要綱別記3の包括的支援事業（社会保障充実分）の「4 地域ケア会議推進事業」に係る費用とし

また、市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる（介護保険法第115条の48第2項）。

このように、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取組んでいくことが重要であり、市町村等が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）についても包括的支援事業の対象となる。また、個別ケースの検討に当たっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種が協働する場であることから、当該第三者等の参加に係る旅費及び謝金等についても対象経費として差し支えない。これらの取扱いも含め、地域ケア会議の組織及び運営に必要な事項については、地域ケア会議において定める（介護保険法第115条の48第6項）。

また、重層的支援体制整備事業により新たに実施される多機関協働事業においては、複雑化・複合化した課題を抱えているケースについて、課題の全体像を俯瞰した上で、個々の支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理する等の場として重層的支援会議を開催することとしている。重層的支援会議の開催に当たっては、既存の会議体である地域ケア会議を活用することも可能であるが、地域ケア会議の内容を精査し重層的支援会議としての時間を切り分けるなど、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切に運用すること。

なお、地域ケア会議の実施に係る費用については、重層的支援体制整備事業ではなく、地域支援事業実施要綱別記3の包括的支援事業（社会保障充実分）の「4 地域ケア会議推進事業」に係る費用とし

<p>て計上し実施を行うこと。</p> <p><b>別記1の2</b></p> <p style="text-align: center;"><b>相談支援事業実施要領</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者<u>等</u>からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援<u>等</u>必要な支援を行うものとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 事業内容</b></p> <p>(1) 基幹相談支援センター機能強化事業</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、障害福祉計画の実施状況も踏まえつつ、事業の見直しに向けた評価・助言を求める<u>等</u>、事業の適切な実施に努めること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p><u>エ (削除)</u></p>	<p>て計上し実施を行うこと。</p> <p><b>別記1の2</b></p> <p style="text-align: center;"><b>相談支援事業実施要領</b></p> <p><b>1 目的</b></p> <p>障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者<u>など</u>からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援<u>など</u>必要な支援を行うものとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 事業内容</b></p> <p>(1) 基幹相談支援センター機能強化事業</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、障害福祉計画の実施状況も踏まえつつ、事業の見直しに向けた評価・助言を求める<u>など</u>、事業の適切な実施に努めること。</p> <p>(エ) (略)</p> <p><u>エ 経過的取扱い</u></p> <p><u>令和7年3月31日までの間、令和5年度に本事業又は平成18年8月1日障発第0801002号「地域生活支援事業等の実施について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙1地域生活支援事業実施要綱の別記1-3の3(1)に規定する基幹相談支援</u></p>
---	--

<p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</p> <p>ア 目的</p> <p>賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。</p> <p>イ～エ （略）</p>	<p><u>センター等機能強化事業を実施していた市町村等に限り、令和6年12月19日社援発1219第18号、障発1219第1号、老発1219第1号、こ成環第302号、こ支虐第451号「重層的支援体制整備事業の実施について」の一部改正について」（厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）による改正前の別紙1重層的支援体制整備事業実施要綱の別記1－2の3（1）イに規定する事業内容について、国庫補助対象とする。</u></p> <p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</p> <p>ア 目的</p> <p>賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うものとする。</p> <p>イ～エ （略）</p>
<p>別記1の2の1 障害者相談支援事業</p> <p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。</p>	<p>別記1の2の1 障害者相談支援事業</p> <p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。</p>

また、関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、実施主体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応する等、支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

2 (略)

### 3 事業の具体的内容

- (1) (略)
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3)～(6) (略)
- (7) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制整備への参画 等
- (注2) (略)

4 (略)

### 5 権利の擁護のために必要な援助の例

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。

なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

また、関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の構築を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、実施主体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応するなど、支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

2 (略)

### 3 事業の具体的内容

- (1) (略)
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3)～(6) (略)
- (7) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制構築への参画 等
- (注2) (略)

4 (略)

### 5 権利の擁護のために必要な援助の例

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。

なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

<p>また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求<u>等</u>の権利行使の援助を行うよう努めること。</p>	<p>また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求<u>など</u>の権利行使の援助を行うよう努めること。</p>
<p>別記1の2の2 基幹相談支援センター</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制<u>の整備</u>への参画の取組 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 権利擁護・虐待防止の取組は、<u>別記1の2の1</u>の「障害者相談支援事業」3（5）及び5を踏まえて実施するとともに、協議会等を通じて権利擁護・虐待防止に関する普及啓発等の取組を実施するよう努めること。 また、基幹相談支援センターは、障害者虐待防止法第32条に定める市町村障害者虐待防止センターの業務の一部を受託できることとなっており、当該機能を追加して虐待防止の取組を実施することも考えられる。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>別記1の2の2 基幹相談支援センター</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 業務内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制<u>構築</u>への参画の取組 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 権利擁護・虐待防止の取組は、<u>別添1</u>の「障害者相談支援事業」3（5）及び5を踏まえて実施するとともに、協議会等を通じて権利擁護・虐待防止に関する普及啓発等の取組を実施するよう努めること。 また、基幹相談支援センターは、障害者虐待防止法第32条に定める市町村障害者虐待防止センターの業務の一部を受託できることとなっており、当該機能を追加して虐待防止の取組を実施することも考えられる。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>別記1の3</p> <p>利用者支援事業実施要領</p> <p>1 事業の目的</p> <p>一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選</p>	<p>別記1の3</p> <p>利用者支援事業実施要領</p> <p>1 事業の目的</p> <p>一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選</p>

択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

2・3 (略)

#### 4 実施方法

##### (1) 基本型

①・② (略)

##### ③ 職員の配置等

###### ア 職員の要件等

以下の（ア）及び（イ）を満たした者又は（ウ）に該当する者でなければならない。

（ア）「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付け成環第111号、こ支家第189号 こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下、「基本研修」という。）及び別表2－2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修（以下「基本型専門研修」という。）を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合については、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合は、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の (3)のアの(エ)に該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修

択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うものとする。

2・3 (略)

#### 4 実施方法

##### (1) 基本型

①・② (略)

##### ③ 職員の配置等

###### ア 職員の要件等

以下の（ア）及び（イ）を満たした者又は（ウ）に該当する者でなければならない。

（ア）「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日成環第111号、こ支家第189号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下、「基本研修」という。）及び別表2－2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修（以下「基本型専門研修」という。）を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合については、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合は、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の (3)のアの(エ)に該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できない<u>等</u>その他やむを得ない場合</p> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>基本研修 基本型専門研修</p> </td></tr> </table> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p><b>イ 職員の配置</b></p> <p>アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。ただし、保育所や地域子育て支援拠点<u>等</u>の既存施設・事業において配置されている職員のみで、「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合においてはこの限りではない。</p> <p><b>ウ (略)</b></p> <p><b>④ 業務内容</b></p> <p>基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型は、以下のア～サの業務を実施するものとし、基本Ⅲ型は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」(令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁成育局長通知、以下「地域子育て相談機関設置運営要綱」という。)「6 業務内容」に記載する業務を実施するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><b>オ 夜間・休日の時間外相談</b></p> <p>『「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について』(平成28年4月7日<u>付け</u>雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><b>カ～ク (略)</b></p> <p><b>ケ 配慮が必要な子育て家庭等への支援</b></p> <p>障害児、多胎児のいる家庭<u>等</u>、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の(ア)、(イ)に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</p>	<p>事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できない<u>等</u>その他やむを得ない場合</p>	<p>基本研修 基本型専門研修</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できない<u>など</u>その他やむを得ない場合</p> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>基本研修 基本型専門研修</p> </td></tr> </table> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p><b>イ 職員の配置</b></p> <p>アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。ただし、保育所や地域子育て支援拠点<u>など</u>の既存施設・事業において配置されている職員のみで、「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合においてはこの限りではない。</p> <p><b>ウ (略)</b></p> <p><b>④ 業務内容</b></p> <p>基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型は、以下のア～サの業務を実施するものとし、基本Ⅲ型は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」(令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁成育局長通知、以下「地域子育て相談機関設置運営要綱」という。)「6 業務内容」に記載する業務を実施するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><b>オ 夜間・休日の時間外相談</b></p> <p>『「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について』(平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><b>カ～ク (略)</b></p> <p><b>ケ 配慮が必要な子育て家庭等への支援</b></p> <p>障害児、多胎児のいる家庭<u>など</u>、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の(ア)、(イ)に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</p>	<p>事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できない<u>など</u>その他やむを得ない場合</p>	<p>基本研修 基本型専門研修</p>
<p>事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できない<u>等</u>その他やむを得ない場合</p>	<p>基本研修 基本型専門研修</p>				
<p>事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できない<u>など</u>その他やむを得ない場合</p>	<p>基本研修 基本型専門研修</p>				

(ア)・(イ) (略)

コ (略)

サ こども家庭センター連携等加算

地域の住民にとって、身近な相談機関の整備を推進するため、児童福祉法第10条の3第1項及び地域子育て相談機関設置運営要綱に基づく地域子育て相談機関として、相談及び助言を行うほか、同法第10条の2に基づくこども家庭センターとの連絡調整等、必要な取組を実施する場合（令和5年度以前に一体的相談支援機関連携等加算の対象となっており、地域子育て相談機関となることが見込まれる場合を含む。）、別途加算の対象とする。

(2) 特定型

① (略)

② 実施要件

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和6年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。

（削除）

③～⑤ (略)

(3) こども家庭センター型

① 目的

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行

(ア)・(イ) (略)

コ (略)

サ こども家庭センター連携等加算

地域の住民にとって、身近な相談機関の整備を推進するため、児童福祉法第10条の3第1項及び地域子育て相談機関設置運営要綱に基づく地域子育て相談機関として、相談及び助言を行うほか、同法第10条の2に基づくこども家庭センターとの連絡調整など、必要な取組を実施する場合（令和5年度以前に一体的相談支援機関連携等加算の対象となっており、地域子育て相談機関となることが見込まれる場合を含む。）、別途加算の対象とする。

(2) 特定型

① (略)

② 実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和5年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

（ア） 平成27年から令和5年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。

（イ） 今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれること。

イ 緊急対策を実施していること。

③～⑤ (略)

(3) こども家庭センター型

① 目的

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行

うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応等市町村としての相談支援体制を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓等、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

②・③ (略)

#### ④ 職員の配置

ア～ウ (略)

#### エ 児童福祉機能の運営に係る職員

(ア) (略)

##### (イ) 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

(i)・(ii) (略)

##### (iii) 虐待対応専門員

###### ① 主な職務

- ・ 虐待相談
- ・ 虐待が認められる家庭等への支援
- ・ 児童相談所、保健所、市区町村保健センター等関係機関との連携及び調整

② (略)

(ウ) (略)

オ・カ (略)

#### ⑤ 業務内容

こども家庭センターは、「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知)に基づき業務を行うものとし、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもとその家庭（妊娠婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。

ア (略)

うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

②・③ (略)

#### ④ 職員の配置

ア～ウ (略)

#### エ 児童福祉機能の運営に係る職員

(ア) (略)

##### (イ) 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

(i)・(ii) (略)

##### (iii) 虐待対応専門員

###### ① 主な職務

- ・ 虐待相談
- ・ 虐待が認められる家庭等への支援
- ・ 児童相談所、保健所、市区町村保健センターなど関係機関との連携及び調整

② (略)

(ウ) (略)

オ・カ (略)

#### ⑤ 業務内容

こども家庭センターは、「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知)に基づき業務を行うものとし、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもとその家庭（妊娠婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。

ア (略)

## イ 母子保健機能の業務

以下の業務を実施するものとする。

(ア) (略)

(イ) (ア)により把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐ等、積極的な関与を行うこととする。

(ウ) 心身の不調や育児不安があること等から手厚い支援をする者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力してサポートプランを策定することとする。

また、サポートプランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。

(エ)～(オ) (略)

(カ) 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭等、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の(i)、(ii)に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(i)・(ii) (略)

(キ) (略)

## ウ 児童福祉機能の業務

以下の(ア)及び(イ)の業務を実施するものとし、加えて(ウ)から(カ)の取組みを実施する場合には、別途加算の対象とする。

(ア) 子ども家庭支援全般に係る業務

(i) 市区町村に在住するすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、こどもの特性等の養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、(イ)の業務との連

## イ 母子保健機能の業務

以下の業務を実施するものとする。

(ア) (略)

(イ) (ア)により把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行うこととする。

(ウ) 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援をする者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力してサポートプランを策定することとする。

また、サポートプランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。

(エ)～(オ) (略)

(カ) 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の(i)、(ii)に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(i)・(ii) (略)

(キ) (略)

## ウ 児童福祉機能の業務

以下の(ア)及び(イ)の業務を実施するものとし、加えて(ウ)から(カ)の取組みを実施する場合には、別途加算の対象とする。

(ア) 子ども家庭支援全般に係る業務

(i) 市区町村に在住するすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、こどもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、(イ)の業務との連

携を図りつつ、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

(ii)～(iv) (略)

(v) こどもや保護者の多様なニーズに応じた支援を早期から提供することで、こどもが家庭において心身ともに健やかに養育され、かつ、虐待の未然防止が図られるよう、地域資源やニーズの把握、地域資源の状況の見える化、児童福祉に関する支援の担い手の養成やニーズに応じた新たなサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、関係者のネットワーク化等を行う。

(vi) こども家庭センターは、(i)～(v)及び(i)に掲げる業務を行うに当たって、「地域子育て相談機関」と必要に応じて定期的な情報共有を行う等、密接に連携を図るものとする。

(vii) (略)

(イ)～(エ) (略)

(オ) 地域活動等推進加算

(i) (略)

(ii) 見守り活動等の推進に関する取組

要保護児童対策地域協議会に登録されているこどもに関し、市町村において定期的な状況確認が必要と判断しているケースについて、民間団体に対して、当該こどもの見守りを行うことや、保護者が不在となる際に当該こどもの居場所を確保し、食事の提供等、生活を支援することを依頼し、支援を行った民間団体からの報告を求める等、民間団体を活用した見守り等を実施している児童福祉機能については、別に定めるところにより、加算する。なお、支援の内容については、地域やケースの状況により様々であるものと考えられることから、各市町村の定めによるものとする。

(iii) (略)

(オ) (略)

連携を図りつつ、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

(ii)～(iv) (略)

(v) こどもや保護者の多様なニーズに応じた支援を早期から提供することで、こどもが家庭において心身ともに健やかに養育され、かつ、虐待の未然防止が図られるよう、地域資源やニーズの把握、地域資源の状況の見える化、児童福祉に関する支援の担い手の養成やニーズに応じた新たなサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、関係者のネットワーク化などを行う。

(vi) こども家庭センターは、(i)～(v)及び(i)に掲げる業務を行うに当たって、「地域子育て相談機関」と必要に応じて定期的な情報共有を行うなど、密接に連携を図るものとする。

(vii) (略)

(イ)～(エ) (略)

(オ) 地域活動等推進加算

(i) (略)

(ii) 見守り活動等の推進に関する取組

要保護児童対策地域協議会に登録されているこどもに関し、市町村において定期的な状況確認が必要と判断しているケースについて、民間団体に対して、当該こどもの見守りを行うことや、保護者が不在となる際に当該こどもの居場所を確保し、食事の提供など、生活を支援することを依頼し、支援を行った民間団体からの報告を求めるなど、民間団体を活用した見守り等を実施している児童福祉機能については、別に定めるところにより、加算する。なお、支援の内容については、地域やケースの状況により様々であるものと考えられることから、各市町村の定めによるものとする。

(iii) (略)

(オ) (略)

#### (4) 妊婦等包括相談支援事業型

##### ① 目的

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

##### ② 実施内容

妊婦等包括相談支援事業は、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、妊婦のための支援給付と効果的に組み合せて切れ目なく実施することとし、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施するものとする。

##### ③ 実施時期

妊婦給付認定の申請時、出産前及び出産後の適切な時期に実施するものとする。(児童福祉法施行規則第1条の32の9)

また、上記の時期以外において、概ね2歳になるまでの期間においても、隨時、相談対応を実施するものとする。

##### ④ 実施方法

妊婦の心身の状況を把握するため、実施方法については対面での面談を基本としつつ、体調不良等による療養中や里帰り等による遠隔地に一時居住している場合は、デジタル技術を活用した面談も可能とする。なお、それらの方法が妊婦等の状況により、著しく困難である場合に限っては、面談に準ずる方法として電話等の方法也可能とする。(児童福祉法施行規則第1条の32の9)

##### ⑤ 実施対象者

対象者は、妊婦及び出産した者とこれらの配偶者とする。また、祖父母や親族等、市町村が必要と認める者とする。(児童福祉法第6条の3及び同法施行規則第1条の32の9)

##### ⑥ 実施体制

面談等の実施者は、保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者とする。なお、一定の研修とは、4(1)③ア(ア)に規定する研修、その他の市町村で認めた研修とする。

##### ⑦ 実施記録

対象者との面談等の記録を適切に管理するものとする。

(新規)

## ⑧ その他

事業実施にあたっては、デジタル技術の活用によるアプリケーション等による情報発信や利用者へのアンケート、適時必要な相談対応等、対象者のニーズに応じた伴走型相談支援に資する取組みを実施するよう努めるものとする。

5 (略)

## 6 重層的支援体制整備事業における連携

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、実施主体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

また、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

## 7 留意事項

(1) 利用者支援事業に従事する者は、こどもの「最善の利益」を実現させる観点から、こども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員等と情報交換や共有し、連携を図ること。

(2) 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市町村窓口等の担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。

5 (略)

## 6 重層的支援体制整備事業における連携

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の構築を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、実施主体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応するなど、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

また、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

## 7 留意事項

(1) 利用者支援事業に従事する者は、こどもの「最善の利益」を実現させる観点から、こども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。

(2) 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。

<p>(3) 4に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携<u>等</u>に努めること。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>(3) 4に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携<u>など</u>に努めること。</p> <p>(4)～(9) (略)</p>
<p>【別添1】 (略)</p> <p>【別添2】 (略)</p> <p>【別添3】 (略)</p>	<p>【別添1】 (略)</p> <p>【別添2】 (略)</p> <p>【別添3】 (略)</p>
<p>【別添4】</p> <p>児童福祉機能における施設類型については、児童人口規模に応じ以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>の5類型に区分する。</p> <p>また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模型市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数のこども家庭センターの設置<u>等</u>の方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。</p>	<p>【別添4】 (略)</p> <p>児童福祉機能における施設類型については、児童人口規模に応じ以下のとおりとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>の5類型に区分する。</p> <p>また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模型市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数のこども家庭センターの設置<u>など</u>の方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。</p>
<p>【別添5】 (略)</p> <p>【別表】 (略)</p>	<p>【別添5】 (略)</p> <p>【別表】 (略)</p>
<p>別記1の4</p> <p style="text-align: center;">自立相談支援事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを</p>	<p>別記1の4</p> <p style="text-align: center;">自立相談支援事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを</p>

目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

## 2 (略)

### 3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

#### (1) (略)

#### (2) 配置職員

自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置することを基本とし、加えて、住まい相談支援員（以下これらの支援員を「主任相談支援員等」と総称する。）を配置することが望ましい。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。(ただし、当分の間は、この限りでない。)

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務する等、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

なお、自立相談支援事業とシェルター事業を一体的に実施する場合の支援に当たっては、当該地域において生活困窮者全般を対象とする窓口がある場合はシェルター事業の利用が必要と判断された利用者を中心に支援して差し支えない。ただし、この場合であっても、住まい相談支援員を配置する場合、住まい相談支援員はシェルター事業の利用者以外にも広く支援すること。

#### ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応等高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うものとする。

## 2 (略)

### 3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

#### (1) (略)

#### (2) 配置職員

自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を配置することを基本とする。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。(ただし、当分の間は、この限りでない。)

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。軟な対応を行うことも可能とする。

なお、自立相談支援事業と一時生活支援事業を一体的に実施する場合においては、一時生活支援業の利用者に対する相談支援を行う相談支援員等においては、一時生活支援業の利用者に対する相談支援を行う相談支援員等を配置することができる。

#### ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

**イ 相談支援員**

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援等のアウトリーチ等を行う。

**ウ (略)**

**エ 住まい相談支援員**

主任相談支援員及び相談支援員の役割のうち、特に住まいに課題を抱える生活困窮者へのアセスメントやプランの作成、住宅関係機関（大家・不動産仲介業者・居住支援法人等）や福祉関係機関（福祉事務所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）からの相談対応、物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等を行う。

**4 包括的かつ継続的な相談支援**

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。なお、福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下この別記1の4において「両事業」という。）を一体的に実施するものとしている。

具体的な一体的実施の方法については、主に以下の方法が考えられる。

**① 相談時の連携**

自立相談支援機関による相談時に、両事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施する体制を確保する方法。

**② 自立支援計画の策定時における連携**

自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、両事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討する体制を確保する方法。

また、上記以外にも、以下のような方法により一体的に実施することも考えられる。

- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共

**イ 相談支援員**

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

**ウ (略)**

**(新規)**

**4 包括的かつ継続的な相談支援**

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。なお、福祉事務所設置自治体において、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下この別記1の4において「両事業」という。）を一体的に実施する場合には、プランの協議又はプランに基づく支援の進捗状況の確認の際に両事業に従事する者が参画することや、両事業に従事する者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を共有することなどにより、両事業との緊密な連携を図る体制を確保するものとする。

**(新規)**

### 有し、支援に活かす

- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する
- ・ 両事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う
- ・ その他、地域の実情に応じた連携（国庫補助協議において、具体に記載いただく予定）

#### (1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある者等、自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援等アウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ、関係機関への同行支援を行う等丁寧な支援を実施する。

イ・ウ (略)

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつなぎが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認する等、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談の

#### (1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある者など、自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ、関係機関への同行支援を行うなど丁寧な支援を実施する。

イ・ウ (略)

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつなぎが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談の

たらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

## (2) アセスメント・プラン策定

ア (略)

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、居住支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（キ）までに掲げる生活困窮者自立支援法に基づく支援、（ク）から（コ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援等、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

（エ）～（コ）（略）

エ (略)

オ 実施主体は、支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）において、（2）のウの（イ）、（エ）及び（オ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、（2）のウの（ア）、（ウ）、（カ）、（ケ）又は（コ）の事業等については支援内容の確認を行う（（ア）及び（ウ）については、「住居確保給付金申請書」及び「居住支援事業利用申込書」において、別途支援（支給）決定を行う）。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。

カ・キ（略）

## (3) 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア・イ（略）

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年等本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

（ア）～（ウ）（略）

たらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

## (2) アセスメント・プラン策定

ア (略)

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（キ）までに掲げる生活困窮者自立支援法に基づく支援、（ク）から（コ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）一時生活支援事業

（エ）～（コ）（略）

エ (略)

オ 実施主体は、支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）において、（2）のウの（イ）、（エ）及び（オ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、（2）のウの（ア）、（ウ）、（カ）、（ケ）又は（コ）の事業等については支援内容の確認を行う（（ア）及び（ウ）については、「住居確保給付金申請書」及び「一時生活支援事業利用申込書」において、別途支援（支給）決定を行う）。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。

カ・キ（略）

## (3) 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア・イ（略）

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

（ア）～（ウ）（略）

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守り等の必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

オ (略)

(4) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制の整備への参画

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、自立相談支援機関は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

## 5 支援調整会議

(1) (略)

(2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況等地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、自治体が支援決定を行う役割を担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

なお、重層的支援体制整備事業により新たに実施される多機関協働事業においては、複雑的・複合的な課題を抱えているケースについて、課題の全体像を俯瞰した上で、個々の支援関係機関の役割分担や支援

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

オ (略)

(4) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の構築を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、自立相談支援機関は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応するなど、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

## 5 支援調整会議

(1) (略)

(2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、自治体が支援決定を行う役割を担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

なお、重層的支援体制整備事業により新たに実施される多機関協働事業においては、複雑的・複合的な課題を抱えているケースについて、課題の全体像を俯瞰した上で、個々の支援関係機関の役割分担や支援

の方向性を整理する等の場として重層的支援会議を開催することとしている。重層的支援会議の開催に当たっては、既存の会議体である支援調整会議を活用することも可能であるが、支援調整会議の内容を精査し重層的支援会議としての時間を切り分ける等、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切に運用すること。

## 6 支援決定

(1)・(2) (略)

(3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しない等、支援決定ができない理由がある場合は、自治体はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて自治体に提出する。

## 7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の会議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うことができるよう、支援会議も含めて自治体の関係部署や生活困窮者支援を行う関係団体等と連携するためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

特に、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

## 8 (略)

の方向性を整理する等の場として重層的支援会議を開催することとしている。重層的支援会議の開催に当たっては、既存の会議体である支援調整会議を活用することも可能であるが、支援調整会議の内容を精査し重層的支援会議としての時間を切り分けるなど、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切に運用すること。

## 6 支援決定

(1)・(2) (略)

(3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、自治体はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて自治体に提出する。

## 7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の会議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うことができるよう、支援会議も含めて自治体の関係部署や生活困窮者支援を行う関係団体等と連携するためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

特に、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

## 8 (略)

## 9 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(令和7年4月1日付け社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」)及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(通知)」(平成27年3月27日付け社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)等の関連通知を参照すること。
- (2) (略)
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことと等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

## 別記1の5

### 福祉事務所未設置町村相談事業実施要領

#### 1 目的

福祉事務所を設置していない町村（以下「福祉事務所未設置町村」という。）において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者（以下この別記1の5において「生活困窮者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図ることを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

#### 2 (略)

#### 3 事業内容

実施主体は、都道府県と緊密に連携の上、次に掲げる事業を実施するものとする。

##### (1) 一次的な相談支援等

## 9 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」)及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(通知)」(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)などの関連通知を参照すること。
- (2) (略)
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくこととなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

## 別記1の5

### 福祉事務所未設置町村相談事業実施要領

#### 1 目的

福祉事務所を設置していない町村（以下「福祉事務所未設置町村」という。）において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者（以下この別記1の5において「生活困窮者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図ることを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うものとする。

#### 2 (略)

#### 3 事業内容

実施主体は、都道府県と緊密に連携の上、次に掲げる事業を実施するものとする。

##### (1) 一次的な相談支援等

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、生活困窮者等から来所等による相談を受け付ける。

生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、都道府県が設置する自立相談支援機関とも連携しながら、待ちの姿勢ではなく、訪問支援等アウトーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ等を行う。

イ～エ (略)

オ 関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、自立相談支援機関は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

カ 重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

## (2) 都道府県との連絡調整・支援のサポート等

ア 都道府県が実施する自立相談支援事業につないだときは、必要に応じて、当該生活困窮者に関する都道府県が開催する支援調整会議に参画するほか、プランに基づく各支援機関による支援が始まった後もその実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を確認する等適宜、都道府県の支援をサポートするとともに、当該生活困窮者のフォローアップに努めるものとする。

イ 支援の終結に当たっては、都道府県とともに地域における見守り等の必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うほか、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、生活困窮者等から来所等による相談を受け付ける。

生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、都道府県が設置する自立相談支援機関とも連携しながら、待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ～エ (略)

オ 関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の構築を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、自立相談支援機関は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応するなど、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

カ 重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

## (2) 都道府県との連絡調整・支援のサポート等

ア 都道府県が実施する自立相談支援事業につないだときは、必要に応じて、当該生活困窮者に関する都道府県が開催する支援調整会議に参画するほか、プランに基づく各支援機関による支援が始まった後もその実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を確認するなど適宜、都道府県の支援をサポートするとともに、当該生活困窮者のフォローアップに努めるものとする。

イ 支援の終結に当たっては、都道府県とともに地域における見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うほか、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

4 (略)	4 (略)
別記2 (略)	別記2 (略)
<p>別記2の1</p> <p style="text-align: center;"><b>地域介護予防活動支援事業実施要領</b></p> <p>地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うものとする。</p> <p>介護予防に資する住民主体の通いの場については、高齢者がそれぞれの年齢層や性別、健康状態、関心等に応じて参加できるよう、市町村が介護保険制度による支援を行っているものに限らず、スポーツや生涯学習に関する取組等を含めた多様な取組の実施が期待される。さらに、地域づくりの推進や男性の参加促進等を図る観点から、防災や交通安全、地域の見守り等の取組との連携も期待される。</p> <p>また、以上の取組に加え、概ね次のようなものも組み合わせて支援することが考えられる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>なお、ポイント付与の取組については、参加へのインセンティブや、参加者のデータ収集、多様な主体との連携にもつながることが期待される一方、対象の偏りや費用対効果等の点については、社会的に理解の得られる範囲を見極めながら進めることが重要である。</p>	<p>別記2の1</p> <p style="text-align: center;"><b>地域介護予防活動支援事業実施要領</b></p> <p>地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雰化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うものとする。</p> <p>介護予防に資する住民主体の通いの場については、高齢者がそれぞれの年齢層や性別、健康状態、関心などに応じて参加できるよう、市町村が介護保険制度による支援を行っているものに限らず、スポーツや生涯学習に関する取組等を含めた多様な取組の実施が期待される。さらに、地域づくりの推進や男性の参加促進等を図る観点から、防災や交通安全、地域の見守り等の取組との連携も期待される。</p> <p>また、以上の取組に加え、概ね次のようなものも組み合わせて支援することが考えられる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>なお、ポイント付与の取組については、参加へのインセンティブや、参加者のデータ収集、多様な主体との連携にもつながることが期待される一方、対象の偏りや費用対効果などの点については、社会的に理解の得られる範囲を見極めながら進めることが重要である。</p>
別記2の2	別記2の2
生活支援体制整備事業実施要領	生活支援体制整備事業実施要領

(1)・(2) (略)

(3) 実施内容

生活支援体制整備事業は、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者（以下「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。）の配置及び協議体（地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場をいう。以下同じ。）の設置等を行うことにより、市町村による、（1）に掲げる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するものであり、具体的な事業内容は、次に定めるところによる。

ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置

（ア） (略)

（イ） 配置・設置に係る留意点

1人の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が第1層と第2層を兼務することや複数の第2層を担当すること等、市町村の状況に応じて柔軟な配置が可能である。

また、日常生活圏域の数が1となる市町村においては、第1層と第2層は同一の区域となるが、それぞれに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置する必要はない。

協議体の設置についても同様の考え方とする。

（ウ） (略)

イ・ウ (略)

エ 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時にを行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援等、地域包括支援センターに期待される役割は高まっているが、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域包括支援センターのみが業務を負担するのではなく、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要で

(1)・(2) (略)

(3) 実施内容

生活支援体制整備事業は、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者（以下「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。）の配置及び協議体（地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場をいう。以下同じ。）の設置等を行うことにより、市町村による、（1）に掲げる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するものであり、具体的な事業内容は、次に定めるところによる。

ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置

（ア） (略)

（イ） 配置・設置に係る留意点

1人の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が第1層と第2層を兼務することや複数の第2層を担当することなど、市町村の状況に応じて柔軟な配置が可能である。

また、日常生活圏域の数が1となる市町村においては、第1層と第2層は同一の区域となるが、それぞれに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置する必要はない。

協議体の設置についても同様の考え方とする。

（ウ） (略)

イ・ウ (略)

（新設）

ある。

このため、市町村は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を実施することができる。

(ア) 実施内容

複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体とともに課題解決に向けた対応を行う。具体的には以下のような取組みが想定されるが、これらは例として示すものであり、本事業の趣旨に沿う内容であれば地域の実情に応じて多様な取組みを実施することが可能である。

- ・ 地域包括支援センターとの連携のもとで、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。
- ・ 社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関のほか、銀行や飲食店等の地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。
- ・ 地域包括支援センターや地域の多様な主体を含む地域のネットワークを活用し、課題を抱える者の適切な支援へのつなぎや課題に対応するための資源開拓を行う。

(イ) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置方法

個別の対応にあたって地域包括支援センターとの連携が重要であることから、原則として地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うこととする。

ただし、情報共有から課題への対応を含めて地域包括支援センターと密接な連携を行うことができると市町村が判断する場合には、地域包括支援センター以外の場所に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能である。

(ウ) 留意事項

密接な連携が行えることを前提に、地域包括支援センターの設置者と生活支援コーディネーターの所属が同一であることは間わないこととし、例えば市町村直営の地域包括支援センターに委

託を受けた生活支援コーディネーターを配置して本事業を実施することも可能である。

また、既に配置されている第1層・第2層の生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能であるほか、既存の協議体をはじめとした地域のネットワークとの接続を図ることも重要である。

なお、重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や地域づくりに向けた支援等の5事業を一体的に実施するものであることから、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施有無に関わらず、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応と、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりの関連性に留意して生活支援体制整備事業を実施することが望ましい。

**オ 住民参画・官民連携推進事業**

(略)

**カ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置**  
(略)

**キ 留意事項**

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 住民主体による支援等の多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと。

したがって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が行うコーディネート業務を通じて創出等される地域での活動は、例えば、多世代交流の場等、高齢者の支援のみならず、その結果として、多様な世代の支援に資することも想定されるものである。

(オ) (略)

**エ 住民参画・官民連携推進事業**

(略)

**オ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置**  
(略)

**カ 留意事項**

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 住民主体による支援などの多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと。

したがって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が行うコーディネート業務を通じて創出等される地域での活動は、例えば、多世代交流の場など、高齢者の支援のみならず、その結果として、多様な世代の支援に資することも想定されるものである。

(オ) (略)

<p>地域活動支援センター機能強化事業実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>基礎的事業（注1）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員配置</p> <p>上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域活動支援センターⅢ型</p> <p>基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。</p> <p>(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務する等、業務に支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>地域活動支援センター機能強化事業実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>基礎的事業（注1）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員配置</p> <p>上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域活動支援センターⅢ型</p> <p>基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。</p> <p>(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>別記2の4</p> <p>地域子育て支援拠点事業実施要領</p> <p>1 事業の目的</p> <p>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。</p>	<p>別記2の4</p> <p>地域子育て支援拠点事業実施要領</p> <p>1 事業の目的</p> <p>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。</p>

2・3 (略)

#### 4 実施方法

##### (1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2) の⑩に定める小規模型指定施設を除く。)

ア～エ (略)

##### (2) 一般型

① (略)

##### ② 実施場所

(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所

(イ)・(ウ) (略)

③・④ (略)

##### ⑤ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合(重層的支援体制整備事業において、地域子育て支援拠点事業の実施主体と異なる実施主体が地域型事業・拠点として行う場合を含む)について別途加算の対象とする。

(ア) (略)

(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) (略)

##### ⑥ 地域支援

重層的支援体制整備事業を行う市町村においては、介護、障害、こども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ、全ての拠点において地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築

2・3 (略)

#### 4 実施方法

##### (1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2) の⑨に定める小規模型指定施設を除く。)

ア～エ (略)

##### (2) 一般型

① (略)

##### ② 実施場所

(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所

(イ)・(ウ) (略)

③・④ (略)

##### ⑤ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合(重層的支援体制整備事業において、地域子育て支援拠点事業の実施主体と異なる実施主体が地域型事業・拠点として行う場合を含む)について別途加算の対象とする。

(ア) (略)

(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること

(ウ) (略)

##### ⑥ 地域支援

重層的支援体制整備事業を行う市町村においては、介護、障害、こども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ、全ての拠点において地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築

を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付け成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知)に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合(基本Ⅲ型を除く)には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

(ア)～(エ) (略)

#### ⑦ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭等、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(a)・(b) (略)

#### ⑧ (略)

#### ⑨ 賃貸物件を活用する場合の賃借料への支援

賃貸物件を活用して事業を実施する場合(週5日以上、かつ1日6時間以上開設している事業所に限る)に別途加算の対象とする。

#### ⑩ 経過措置(小規模型指定施設)

(ア) (略)

##### (イ) 実施方法

(a)～(c) (略)

(d) 次のa～cの取組のうち2つ以上実施すること。

###### a 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問等事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談等地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等によりその家庭の状況等の把握に努め、児童虐待等指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機

を図るための以下に掲げる取組を積極的に実施すること。

(ア)～(エ) (略)

#### ⑦ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(a)・(b) (略)

#### ⑧ (略)

#### (新設)

#### ⑨ 経過措置(小規模型指定施設)

(ア) (略)

##### (イ) 実施方法

(a)～(c) (略)

(d) 次のa～cの取組のうち2つ以上実施すること。

###### a 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談

関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

b 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

c 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッター等地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介等を行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合う等、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) (略)

(3) 連携型

①～③ (略)

④ 地域の子育て力を高める取組

(1) に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知)に定める利用者支援事業を併せて実施する場合(基本Ⅲ型を除く)には、加算の対象としない。

⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭等、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(a)・(b) (略)

は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

b 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会など企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

c 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などをを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) (略)

(3) 連携型

①～③ (略)

④ 地域の子育て力を高める取組

(1) に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号)に定める利用者支援事業を併せて実施する場合(基本Ⅲ型を除く)には、加算の対象としない。

⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(a)・(b) (略)

<p>⑥ (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>別記2の5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領 1・2 (略)</p> <p><b>3 事業内容</b></p> <p>本事業は、次の（1）から（5）に掲げる取組の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。</p> <p>なお、本事業の内容は、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあっては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（同法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）を踏まえたものでなければならないものとする。</p> <p>また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討している等の理由により、これにより難い場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通し等について、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。</p> <p><b>(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握</b></p> <p>住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況等について、実態把握を行う。</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民に対するニーズ・課題把握のためのアンケート調査</li> <li>・ 相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズ等の調査</li> <li>・ 地域住民との座談会の開催 等</li> </ul> <p><b>(2) 地域住民の活動支援・情報発信等</b></p> <p>（1）により把握したニーズ等、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。</p> <p><b>(事業例) (略)</b></p>	<p>⑥ (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>別記2の5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領 1・2 (略)</p> <p><b>3 事業内容</b></p> <p>本事業は、次の（1）から（5）に掲げる取組の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。</p> <p>なお、本事業の内容は、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあっては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（同法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）を踏まえたものでなければならないものとする。</p> <p>また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難い場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。</p> <p><b>(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握</b></p> <p>住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。</p> <p><b>(事業例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民に対するニーズ・課題把握のためのアンケート調査</li> <li>・ 相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズなどの調査</li> <li>・ 地域住民との座談会の開催 等</li> </ul> <p><b>(2) 地域住民の活動支援・情報発信等</b></p> <p>（1）により把握したニーズなど、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。</p> <p><b>(事業例) (略)</b></p>
---	--

(3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。

(事業例)

- ・ 多様な住民同士が交流できる祭りやスポーツ等のイベントの開催
- ・ 属性や世代によらず利用できるカフェや食堂、教室等の拠点の運営  
(拠点の運営に要する経費には Wi-Fi 等通信環境の整備に係る費用・通信費を含む。)
- ・ 新たな交流拠点の開設（原状復帰のための小修繕費を含む。）等

(4) 行政や地域住民、特定非営利活動法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源等を共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。

(事業例)

- ・ 地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出に向けた検討会の開催
- ・ 地域の社会福祉法人や特定非営利活動法人、電気・ガス事業者等、地域のニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催 等

(5) 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けて、民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する創意工夫を凝らした取組を行う。

(事業例)

- ・ 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- ・ 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性

(3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。

(事業例)

- ・ 多様な住民同士が交流できる祭りやスポーツなどのイベントの開催
- ・ 属性や世代によらず利用できるカフェや食堂、教室などの拠点の運営  
(拠点の運営に要する経費には Wi-Fi 等通信環境の整備に係る費用・通信費を含む。)
- ・ 新たな交流拠点の開設（原状復帰のための小修繕費を含む。）等

(4) 行政や地域住民、特定非営利活動法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。

(事業例)

- ・ 地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出に向けた検討会の開催
- ・ 地域の社会福祉法人や特定非営利活動法人、電気・ガス事業者など、地域のニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催 等

(5) 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けて、民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する創意工夫を凝らした取組を行う。

(事業例)

- ・ 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- ・ 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性

の理解を促す

- ・仕事をしながら民生委員の活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末等ICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- ・大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS（インスタグラム等）を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

#### 4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数のみに留まらずにアウトカムの数値を基本とした成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者者が参画した検証の場を設置する等により、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、補助金の実績報告の際にその内容について厚生労働省に報告すること。

#### 5 (略)

の理解を促す

- ・仕事をしながら民生委員の活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- ・大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS（インスタグラム等）を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

#### 4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、補助金の実績報告の際にその内容について厚生労働省に報告すること。

#### 5 (略)